

(子) 亞細亞諸民族の文化的教育の促進

四 本會は亞細亞諸民族の青年男女を會員とす

(イ) 本會の目的たる亞細亞文化の特殊研究者は本會の名譽會員に推薦す

(ロ) 本會の主旨を眞に諒解し其の目的の進行を援助する者を讚助會員とす

五 本會に左の役員を置く

(イ) 理事

若干名

(ロ) 評議員

若干名

(ハ) 理事は本會員中文化を異にする各民族毎に各二名を選出して之に當つ

(ニ) 評議員は理事會に於て推薦す

六 理事は互選により理事長一名を選擧す

七 理事は本會の會務を處理し重要なる事項を決定する爲め必要ある時は會員總會を招集することを得

八 評議員會は左の事項を議決す

(イ) 豫算及決算

(ロ) 理事會に於て特に評議員會に附議するを要すると認めたる事項

九 本會の經費は會費及寄附金を以て之に當つ

十 會員は會費として毎月二十錢を本會に納むべし

十一 本會員にして本會の體面を毀損し又會則に違反する行爲をなしたる者は理事會に於て之を除名する事を得

十二 本會は本部を當分の内東京に置き支部を亞細亞各民族の文化の中心地に置く

亞細亞文化協會

東京市芝區今入町和合俱樂部廿三號室

電話銀座三六二九番